

平成 31 年 3 月 25 日

議長 大 田 守 殿

議会改革調査特別委員会
委員長 浦 崎 暁

議会改革調査特別委員会中間報告書

本特別委員会に付託のありました調査検討中の事件について、会議規則第 45 条第 2 項の規定により、別紙のとおり中間報告をします。

議会改革調査特別委員会
中間報告書

平成 31 年 3 月

議会改革調査特別委員会中間報告

平成 29 年 12 月 25 日、議会改革調査特別委員会（10 名）が設置され委員長に浦崎暁、副委員長に金城幸盛が互選された。

本委員会は、これまでの議会改革調査特別委員会の実績を引き継ぎ発展させ、議会基本条例の早期制定を目指している。

本委員会の設置当初には、全国的にも高い関心事であり市民からもさまざまな意見がある政務活動費について焦点を当てた。この間、議会事務局との連携・協力のもとに政務活動費の使途に関して透明性を高めるなどの改革を実行することができた。

本委員会設置から 1 年余、延べ 20 回にわたり開催され、議会改革にかかわる案件について協議を重ねてきた。

これまでの協議の結果、以下 5 項目が決定され中間報告を行うものである。なお、すでに運用している項目もあるが次年度から開始される項目もある。

決定事項

- (1) 「糸満市議会の議員及び委員の派遣に関する要綱」の策定
- (2) 隔年度で予算計上されていた公費による会派視察の廃止
- (3) 政務活動費の増額の要望
- (4) 政務活動費の領収書をホームページに公開
- (5) 「糸満市議会政務活動費の手引き」の作成

- (1) 「糸満市議会の議員及び委員の派遣に関する要綱」の策定

平成 25 年 6 月、北海道網走市で会派による視察中に数名の議員がゴルフを行い大きな問題となった。この問題について調査特別委員会も設置され、問題の経過や状況が明らかにされた。協議の結果、この行為が「不適切」と認定され再発防止策を講じることが求められた。

同要綱は、議員派遣の基準をより明確にするものであり、派遣計画及び結果を公表する措置が講じられた。

- (2) 隔年度で予算計上されていた公費による会派視察の廃止

前議会改革調査特別委員会中間報告の中で、会派による視察調査費の予算について「政務活動費と密接に関連しており、その予算を政務活動費に組み込み一体化することで、より効率的・効果的に予算運用につながる」としており、これを踏まえて議論し公費による会派視察の廃止を決定した。

（３）政務活動費の増額の要望

本委員会の協議では、議員の調査活動の重要性を確認し、議員みずからが調査活動に必要な額を示し現行の月額１万円では十分な調査活動ができないとの意見が上がった。特に県外先進地の政策を学ぶ機会や研修参加が制限されるなどの意見が圧倒的多数であった。

また、前議会改革調査特別委員会中間報告の中で「（３）政務活動費の充実・強化について」には「現行月額１万円の支給額を月額２万円に見直し改善を図り、政務活動の充実・強化や、予算の効率的かつ効果的な運用を図ることとした」と述べられている。しかし、額については意見が分かれ賛成多数で月額２万５,０００円と決定した。その後、議長に報告し市当局に対しても予算要求を行った。

平成３１年２月１３日、市当局より月額２万円の最終内示が決定され、それを受けて本委員会を開催した。最終内示についての報告を行い協議した結果、「今後とも運用実績等を踏まえて検討」の意見を添えて、平成３１年３月定例会において、議員提出議案「糸満市議会政務活動費の交付に関する条例」の一部を改正する条例を提出することが決定された。

（４）政務活動費の領収書をホームページに公開

前議会改革調査特別委員会中間報告の中にも政務活動費の透明性確保がうたわれ「閲覧情報の掲載、活動結果の公表などは、当然行うべきことである。」としている。

公開するために政務活動費に関わる全ての領収書を議員みずからが責任を持って整理することが決定され、平成３１年度分より市議会ホームページにて全面公開される。

（５）「糸満市議会政務活動費の手引き」の作成

地方分権一括法が施行され政務調査費から名称が政務活動費に改正された。その交付目的も「議員の調査研究その他の活動に資するために」に改められ、活動費の適用範囲が拡大された。これらの諸事情を受けて本市議会においても政務活動費の議論が行われた。

政務活動費については、議員みずからが自己責任の原則に立ち、全議員がその使途基準等について統一した記載事項に基づいて適正な運用を進めていく必要があることから「糸満市議会政務活動費の手引き」を作成した。平成３１年度分収支報告から本手引きを適用していくものとする。

今後の議会改革の方針について

中間報告にあたり以上５項目の目的や協議内容を述べてきた。今後、決められたそれぞれの項目を遵守していかなければならない。

今後とも議会改革を進めるため、各課題について機動的に対応すると同時に、切望されている議会基本条例の早期制定の議論を開始していく。

委員会等開催状況（調査検討経過）一覧

	年 月 日	審査及び調査の概要、決定事項
1	平成 29 年 12 月 25 日 (第 1 回委員会)	(1) 正副委員長の互選 委 員 長 浦 崎 暁 副委員長 金城 幸盛
2	平成 30 年 1 月 22 日 (第 2 回委員会)	(1) 前回の議会改革調査特別委員会中間報告について ・平成 30 年 4 月 1 日付けで費用弁償の廃止を決定 (2) その他 ・政務活動費の手引きを作成することを決定 ・議員派遣及び委員派遣の要綱を作成することを決定
3	平成 30 年 2 月 26 日 (第 3 回委員会)	(1) 糸満市議会の議員及び委員の派遣に関する要綱（案） について (2) 糸満市議会政務活動費の手引き（案）について
4	平成 30 年 3 月 12 日 (第 4 回委員会)	(1) 糸満市議会の議員及び委員の派遣に関する要綱（案） について (2) 「議会基本条例の制定」についての陳情書
5	平成 30 年 3 月 20 日 (第 5 回委員会)	(1) 糸満市議会の議員及び委員の派遣に関する要綱（案） について (2) 「議会基本条例の制定」についての陳情書 ・継続審査
6	平成 30 年 4 月 23 日 (第 6 回委員会)	(1) 「議会基本条例の制定」についての陳情書 ・参考人招致 (2) 糸満市議会の議員及び委員の派遣に関する要綱（案） について
7	平成 30 年 5 月 1 日 (第 7 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて（案）
8	平成 30 年 5 月 11 日 (第 8 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて（案）

9	平成 30 年 6 月 1 日 (第 9 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて (案)
10	平成 30 年 6 月 21 日 (第 10 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて (案) (2) 「議会基本条例の制定」についての陳情書 ・継続審査
11	平成 30 年 7 月 5 日 (第 11 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて (案)
12	平成 30 年 7 月 10 日 (第 12 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて (案)
13	平成 30 年 9 月 11 日 (第 13 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて (案) ・「糸満市政務活動費の手引き」委員会案決定
14	平成 30 年 9 月 21 日 (第 14 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて (2) 会派視察について ・公費による会派視察について、平成 31 年度より廃止 決定 (3) 政務活動費について
15	平成 30 年 9 月 26 日 (第 15 回委員会)	(1) 政務活動費について ・採決の結果、政務活動費について、2 万 5,000 円へ増額 とすることを決定 (2) 「議会基本条例の制定」についての陳情書 ・継続審査
16	平成 30 年 12 月 6 日 (第 16 回委員会)	(1) 「糸満市議会政務活動費の手引き」についての全議員への説明会
17	平成 30 年 12 月 19 日 (第 17 回委員会)	(1) 「議会基本条例の制定」についての陳情書 ・継続審査

18	平成 31 年 2 月 15 日 (第 18 回委員会)	(1) 政務活動費について ・市長からの最終内示が 2 万円に決定したことを報告 (2) 中間報告について ・平成 31 年 3 月定例会にて中間報告する旨を決定
19	平成 31 年 3 月 12 日 (第 19 回委員会)	(1) 中間報告について ・本会議最終日に中間報告することを決定 (2) 糸満市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について ・本会議最終日に議員提出議案として提案することが決定
20	平成 31 年 3 月 20 日 (第 20 回委員会)	(1) 中間報告について (2) 糸満市議会政務活動費の手引きについて ・議長に報告し、本会議最終日に全議員へ配布することを決定 (3) 「議会基本条例の制定」についての陳情書 ・継続審査